

第 25 回教育委員会

平成 30 年 11 月 27 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

- 議案第110号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第111号 大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

議案第 110 号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 29 年大阪市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（第 9 条関係）の 18 の項中「16 週間（多胎妊娠の場合にあっては 24 週間）」を「24 週間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 3（第 9 条関係）の 18 の項の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 3（第 9 条関係）の 18 の項の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

(参照)

(傍線は削除)

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

別表第3 (第9条関係)

項番号	休暇の種類		期間
省略	省略		省略
省略	特別休暇	省略	省略
18		臨時的任用職員の配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	産前産後の期間における <u>16 週間(多胎妊娠の場合にあつては 24 週間)</u> につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間
省略		省略	省略
省略	省略		省略

議案第111号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第11号の2中「16週間（多胎妊娠の場合にあつては24週間）」を「24週間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第11号の2の規定による特別休暇は、この規則による改正後の大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第11号の2の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

(参照)

(傍線は削除)

大阪市立学校職員就業規則 (抄)

(特別休暇)

第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1)－(11) 省 略

(11の2) 職員の配偶者が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育(分べんに立ち会うことを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 産前産後の期間における16週間(多胎妊娠の場合にあっては24週間)につき5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(11の3)－(13) 省 略

2 省 略

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
 大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 改正の理由

職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から、男性の育児参加休暇取得可能期間を拡大するため、規則の一部を改正する。

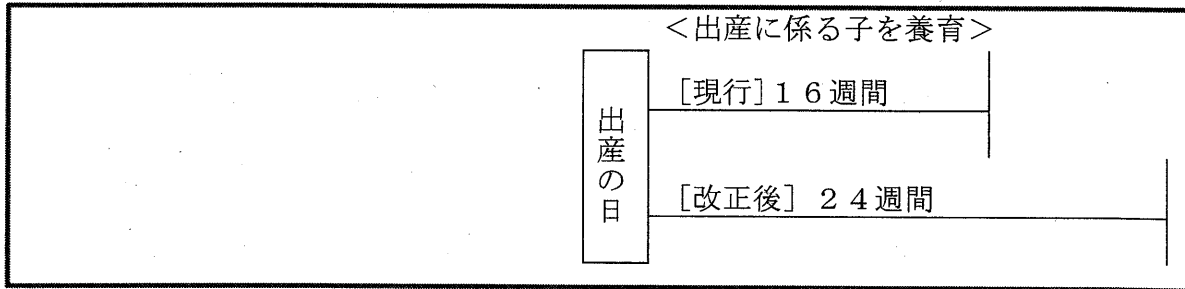
2 改正の内容

男性の育児参加休暇の取得可能期間を次のとおり、改正する。

改正前：16 週間以内（多胎妊娠の場合は 24 週間）

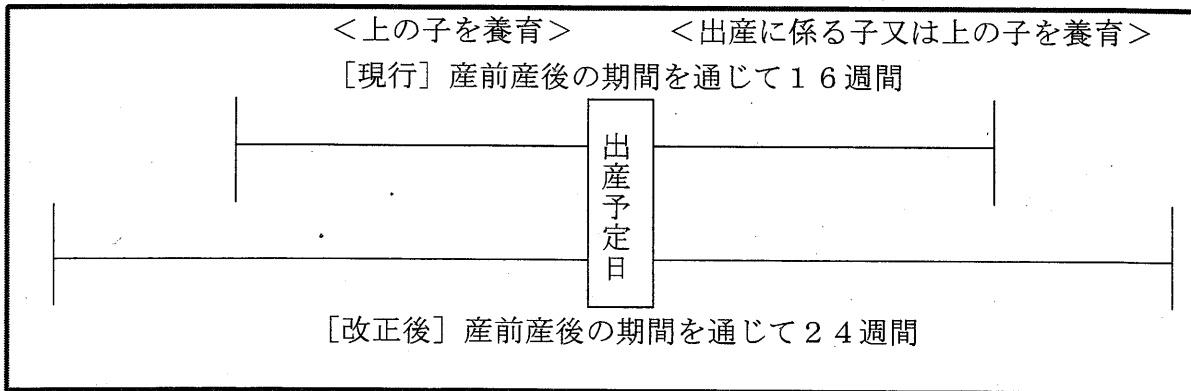
改正後：24 週間以内

（例 1）出産に係る子が第一子の場合や、上の子が小学生以上の場合



※出産の日までは養育する子がいないため、出産の日以後に取得できる。

（例 2）出産に係る子の上の子（小学校就学前）がいる場合



3 施行期日

平成 30 年 12 月 1 日